

診断書の記載要領

- 1 障がい名  
部位とその部分の機能の障がいを記載する。  
記載例：聴覚障がい（両耳全ろう、言語明瞭度著障）  
平衡機能障がい（中枢性平衡失調）  
音声機能障がい（喉頭摘出、発声筋麻痺）  
言語機能障がい（ろうあ、聴あ）  
そしゃく機能障がい（咬合異常、嚥下障がい）
- 2 原因となった疾病・外傷名  
障がいをきたすに至ったいわゆる病名を記載する。  
記載例：先天性難聴、老人性難聴、メニエール病  
喉頭腫瘍、脳血管障がい、唇顎口蓋裂  
また、原因となった疾病・外傷の発生した理由については、該当する項目を○で囲む。  
該当する項目がない場合は、その他の（ ）内に具体的に記載する。  
例（一酸化炭素中毒）
- 3 疾病・外傷発生年月日  
疾病の場合又は発生年月日が不明の場合は、医療機関における初診日を記載する。月、日  
について不明の場合は、年のみに留めることとし、年が不明確な場合は〇〇年頃と記載する。
- 4 参考となる経過・現症  
障がい固定するに至るまでの経過を簡単に記載する。  
なお、現症については、個別の所見欄に該当する項目がある場合は、この欄の記載を省略  
してもさしつかえない。この場合、所見欄には現症について詳細に記載する。
- 5 総合所見  
障がいの状況についての総合的所見を記載する。  
個別の所見欄に記載がある場合は、省略してさしつかえないが、生活上の動作、活動に支  
障がある場合には、個別の所見欄に記載された項目の総合的能力を記載する。
- 6 将来再認定  
将来障がいがある程度変化すると予想される次の場合に記載する。なお、参考として再認  
定の時期についてもその期日を記載することが望ましい。  
(1) 成長期に障がいを判定する場合  
(2) 進行性病変に基づく障がいを判定する場合  
(3) その他認定に当たった医師が、手術等により障がい程度に変化が予測されると判定する  
場合
- 7 その他参考となる合併症状  
複合障がいの等級について総合認定する場合に必要なもので、他の障がい（当該診断書  
に記載事項のないもの）についての概略を記載することが望ましい。  
(例 肢体不自由の診断書に「言語障がいあり」等を記載する。)
- 8 身体障害者福祉法第15条第3項の意見  
該当すると思われる障がい程度等級を参考として記載する。  
なお、障がい等級は都道府県知事・指定都市市長が当該意見を参考とし、現症欄等の記載  
内容によって決定するものである。
- 9 各障がいの状況及び所見  
各障がいの状況及び所見欄は、障がいの状況を判定するために必要な事項について、それ  
ぞれの診断書様式に示された測定方法等により厳正に診断し記載する。

身体障がい者診断書・意見書（聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能障がい用）

氏名	明治 昭和 令和	大正 平成	年	月	日	年齢	歳	男・女
住所 大阪市 区								
① 障がい名（部位を明記）								
② 原因となった 疾病・外傷名						交通・労災・その他の事故・戦傷 自然災害・戦災・疾病・先天性 その他（ ）		
③ 疾病・外傷発生年月日 <small>昭和 平成 令和</small> 年 月 日・場所								
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む）								
障がい固定又は障がい確定（推定） <small>昭和 平成 令和</small> 年 月 日								
⑤ 総合所見								
[将来再認定 要（軽度化・重度化） ・ 不要 ] [再認定の時期 令和 年 月 ・（ ）年後 ]								
⑥ その他参考となる合併症状								
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名								
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障がい程度等級についても参考意見を記入〕 障がいの程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに ・該当する（ 級相当） ・該当しない								
注意 1 障がい区分や等級決定のため、大阪市社会福祉審議会から改めて次頁以降 の部分についてお問い合わせする場合があります。 2 診断書を記載するにあたっては記載要領を参考にしてください。								

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障がいの状態及び所見

[はじめに] 〈認定要領を参照のこと〉

この診断書においては、以下の4つの障がい区分のうち、認定を受けようとする障がいについて、□に✓を入れて選択し、その障がいに関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障がい、言語機能障がい及びそしゃく機能障がい重複する場合については、各々について障がい認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること。

(各々の障がいの合計指数をもって等級決定することはしない。)

- 聴覚障がい → 『1「聴覚障がい」の状態及び所見』に記載すること。
- 平衡機能障がい → 『2「平衡機能障がい」の状態及び所見』に記載すること。
- 音声・言語機能障がい → 『3「音声・言語機能障がい」の状態及び所見』に記載すること。
- そしゃく機能障がい → 『4「そしゃく機能障がい」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障がい」の状態及び所見

(1) 聴力 (会話音域の平均聴力レベル)

右	d B
左	d B

(4) 聴力検査の結果

(ア又はイのいずれかを記載する)

ア 純音による検査  
オーディオメータの型式

(2) 障がいの種類

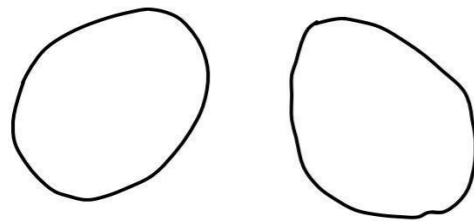
伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				

(3) 鼓膜の状態

(右)

(左)



イ 語音による検査  
語音明瞭度

	右	左
dB	%	%
50 dB	%	%
60 dB	%	%
70 dB	%	%
80 dB	%	%
90 dB	%	%
100 dB	%	%
110 dB	%	%
dB	%	%

(5) 身体障害者手帳 (聴覚障がい) の所持状況

有・無

(注) 2級と診断する場合、所持状況の有無を記載すること。所持していない場合は、聴性脳幹反応等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施し、その結果 (実施した方法及び検査所見) を記載し、記載データのコピー等を添付すること。

(2) その他 (今後の見込み等)

(3) 障がい程度の等級

(下の該当する障がい程度の等級の項目の□に✓を入れること。)

- ① 「そしゃく機能の喪失」 (3級) とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障がいをいう。  
具体的な例は次のとおりである。
  - 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
  - 延髄機能障がい (仮性球麻痺、血管障がいを含む) 及び末梢神経障がいによるもの
  - 外傷、腫瘍切除等による顎 (顎関節を含む)、口腔 (舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- ② 「そしゃく機能の著しい障がい」 (4級) とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障がいをいう。  
具体的な例は次のとおりである。
  - 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
  - 延髄機能障がい (仮性球麻痺、血管障がいを含む) 及び末梢神経障がいによるもの
  - 外傷、腫瘍切除等による顎 (顎関節を含む)、口腔 (舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
  - 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障がいの認定にあたっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。  
dB値は、周波数500、1,000、2,000Hzにおいて測定した値をそれぞれ、a、b、cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$  の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障がいを併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障がいによるものであるか等について詳細に診断し、該当する障がいについて認定することが必要である。